

1年単位の変形労働時間制に関する協定書

国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）と職員の過半数を代表する者（以下「代表者」という。）とは、1年単位の変形労働時間制に関し、以下のとおり協定する。

（対象労働者）

第1条 本協定に基づく1年単位の変形労働時間制は、教育学部附属小学校及び同附属中学校の教員に適用する。

（対象期間）

第2条 本協定の対象期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（労働時間）

第3条 前条の期間中における第1条に定める附属小学校及び附属中学校の教員の各日の所定労働時間、始業・終業の時刻及び休憩時間は、次表のとおりとする。

【附属小学校】

期 間	令和6年4月～令和7年3月のうち 8月26日～9月20日までの教育実 習期間中及び6月26日	左記以外の日
所定労働時間	9時間	7時間45分
始業時刻 終業時刻	午前8時15分 午後6時15分	午前8時15分 午後5時00分
休憩時間	午前10時20分から午前10時40分、 午後1時25分から午後1時45分、 午後3時40分から午後4時00分	

【附属中学校】

期 間	校内研究発表会及び学年会 令和6年4/26、5/17、5/24、5/28、 6/7、6/14、6/21、7/18、9/30、 10/3、10/25	教育実習期間 令和6年8月23日 ～ 令和6年9月20日	左記以外の日
所定労働時間	8時間30分	8時間45分	7時間45分
始業時刻 終業時刻	午前8時15分 午後5時45分	午前8時15分 午後6時00分	午前8時15分 午後5時00分
休憩時間	午後1時00分から午後1時20分、 午後1時40分から午後2時00分、 午後4時20分から午後4時40分		

（休日）

第4条 前条の期間中における附属小学校及び附属中学校の教員の休日（法定休日及び所定休日）は、別紙年間カレンダーのとおりとする。



2 前項の休日に休日労働を行う必要がある場合は、休日の振り替えを行うことができる。

(割増賃金)

第5条 第3条に定めるそれぞれの所定労働時間を超えて労働させた場合は、本法人は、時間外労働として、国立大学法人琉球大学職員給与規程第43条の定めるところにより、時間外手当を支払う。

(適用除外等)

第6条 次の各号に掲げる場合は、本協定による変形労働時間制を適用しない。

- (1) 妊娠中または出産後1年を経過しない職員が請求したとき
- (2) 小学校就学前の子の養育または家族（育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1項第4号に定める対象家族をいう。以下同じ。）の介護を行う職員が、当該子の養育または家族の介護のために請求したとき
- (3) 長期の研修を受ける職員が請求したとき
- (4) その他特別の配慮を要する職員が請求したとき

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

令和6年 3月28日

国立大学法人琉球大学
千原事業場過半数代表者氏名

宮里厚子



国立大学法人琉球大学長
西 田



印



2024年度 附属小学校年間カレンダー

7h45m		9h		振替(4日間)		
2024年						
4月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				
5月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
6月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						
7月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			
8月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
9月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					
10月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		
11月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
12月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				
1月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
2月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	
3月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

1. 所定労働時間、始業・終業の時刻及び休憩時間は次表のとおり。

期 間	令和6年4月～令和7年3月のうち、 8月26日～9月20日までの教育実習期間中 および6月26日	左記以外の日
所定労働時間	9時間	7時間45分
始業時刻	午前8時15分	午前8時15分
終業時刻	午後6時15分	午後5時00分
所定休憩時間	午前10時20分から午前10時40分、 午後1時25分から午後1時45分、 午後3時40分から午後4時00分	

2. 休日は、上記カレンダーのとおり(□枠で囲まれている日が休日。)



2024年度 附属中学校年間カレンダー

7h45m

8h30m

8h45m 振替(4日)

一斉休業

2024年

4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

1. 所定労働時間、始業・終業の時刻及び休憩時間は次表のとおり。

期 間	校内研究発表会及び学年会 令和6年4/26, 5/17, 5/24, 5/28, 6/7, 6/14, 6/21, 7/18, 9/30, 10/3, 10/25	教育実習期間 令和6年8月23日 ～ 令和6年9月20日	届出済 左記以外の日 6.3.29 那覇 基準監督署
所定労働時間	8時間30分	8時間45分	7時間45分
始業時刻	午前8時15分	午前8時15分	午前8時15分
終業時刻	午後5時45分	午後6時	午後5時
所定休憩時間	午後1時00分～午後1時20分 午後1時40分～午後2時00分 午後4時20分～午後4時40分		
備 考			

2. 休日は、上記カレンダーのとおり(口枠で囲まれている日が休日。)

様式第4号(第12条の4第6項関係)

1年単位の变形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
教育研究業	国立大学法人琉球大学 (千原事業場)	中頭郡西原町字千原1番地 (098-895-8022)		1,448人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の 労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働 時間数	協定の有効期間
52人 (0人)	1年間 (令和6年4月1日)	別紙年間カレンダーのとおり	38時間 45分	令和6年4月1日から1年間
労働時間が最も長い日の 労働時間数 (満18歳未満の者)	9時間 分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の 労働時間数 (満18歳未満の者)	46時間 30分 (時間 分)	対象期間中の 総労働日数
労働時間が48時間を超える週の最長 連続週数	0週		対象期間中の最も長い連続労働日数	6日間
対象期間中の労働時間が48時間を超 える週数	0週		特定期間中の最も長い連続労働日数	0日間

旧協定の対象期間	令和5年4月1日から1年間	旧協定の労働時間が最も長い日の労働 時間数	9時間 0分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働 時間数	46時間 30分	旧協定の対象期間中の総労働日数	243日

協定の成立年月日 令和6年 3月 28 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 教授
氏名 宮里 厚子

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

令和6年 3月 28 日

使用者 職名 国立大学法人琉球大学長
氏名 西田 睦

那覇 労働基準監督署長殿



記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に变形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該变形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。